

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 業務委託の名称 | 佐賀城本丸「奥」エリア情報発信イベント企画・運営等業務委託 |
| 2 | 履 行 期 間 | 自 契約締結日
至 令和8年2月28日 |
| 3 | 履 行 場 所 | 佐賀県立佐賀城本丸歴史館 |
| 4 | 委 託 料 | ¥ <u> — </u> |

うち取り引きに係る消費税及び地方消費税額 円 「取り引きに係る消費税及び地方消費税額」は、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契 約 保 証 金 契 約 金 額 の 100 分 の 10 以 上 に 相 当 す る 金 額
(佐賀県財務規則第115条第3項第4号又は第7号に該当する場合は免除)

上記の委託業務について、委託者佐賀県立佐賀城本丸歴史館を甲とし、受託者 を乙とし、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内二丁目18番1号
佐賀県立佐賀城本丸歴史館
統括副館長 徳島都昭

乙

(総則)

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部若しくは一部の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。
この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第6条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。
この場合における延長日数は、甲乙協議して書面で定める。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(安全管理)

第8条 乙は、契約期間内の業務遂行に際して、その安全管理には十分留意しなければならない。

(成果物の引渡し)

第9条 甲は、乙が成果品の引渡しをしようとするときは、申出があった日から10日以内にその内容を検査し、合格した場合は、合格の旨を乙に通知し、委託業務を完了とする。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、甲から前条の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(延滞金)

第11条 乙の責に帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込があると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、委託料に対して、延長日数に応じ年 2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰する事由により第 12 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して遅滞日数について年 2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(甲の解除権等)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第 18 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は、業務の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分につき引渡しを受けたときは、引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第 1 項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

- 3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(違約金)

第 14 条 第 15 条第 1 項の規定により契約が解除された場合、乙は当該契約に係る金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定により委託業務の履行を一時中止した場合において、委託業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。又は、同項の規定により委託業務の内容を変

更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による委託業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約内容の不適合責任)

第16条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第9条の規定による成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利の帰属)

第18条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の条項)

第20条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(情報セキュリティ対策)

第21条 乙は、委託業務を遂行するに当たり甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。